

都営新宿線 住吉駅における水害時の避難確保・浸水防止計画

平成30年3月1日

東京都交通局

(計画の目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の2第1項を踏まえ、地下鉄駅構内の利用者等の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

(計画の対象範囲)

第2条 都営地下鉄新宿線住吉駅（以下「住吉駅」という。）構内を中心とした出入口を範囲とする。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、住吉駅に勤務又は施設を利用する全ての者に適用するものとする。

(近隣施設の関係者との相互連携)

第4条 計画の対象区域及び適用範囲を踏まえ、計画の実効性を担保するため、住吉駅と近隣施設との間に、下表のとおり連絡担当者を置き、水害時の避難誘導及び浸水防止措置について相互に連携するものとする。

施設名	施設の所有者又は管理者	担当者
都営地下鉄新宿線 住吉駅	東京都交通局 馬喰駅務管区長	住吉駅長
東京メトロ半蔵門線 住吉駅	東京地下鉄株式会社 日本橋駅務管区長	住吉地域区長

2 この計画及びその訓練の実施に当たっては、住吉駅に近接する施設の関係者と、情報の共有その他の相互連携に努めるものとする。

(自衛水防組織の設置)

第5条 浸水危険時に迅速かつ効果的な対応を図るため、別添1「住吉駅自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置し、あらかじめ体制や任務を定める。

2 体制図及び各班の任務は、別表1「自衛水防組織の編成と任務」のとおりとする。

3 自衛水防組織の教育及び訓練については、第12条に定めるとおりとする。

(防災体制)

第6条 前条第1項に定める自衛水防組織は、次の目安により必要に応じて注意体制、警戒体制及び非常体制をとるものとする。

(1) 注意体制確立の判断時期

①大雨洪水注意報が発表されたとき。

②河川の氾濫注意情報が発表されたとき。

(2) 警戒体制確立の判断時期

- ①避難準備情報が発令されたとき。
- ②大雨洪水警報が発表されたとき。
- ③河川の氾濫警戒情報が発表されたとき。

(3) 非常体制確立の判断時期

- ①避難勧告等が発令されたとき。
- ②大雨特別警報が発表されたとき。
- ③河川の氾濫危険情報が発表されたとき。
- ④浸水の前兆を確認したとき。

2 前項に定める注意体制、警戒体制及び非常体制確立時の活動内容及び対応組織は次のとおりとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応組織
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨洪水注意報発表 ・河川の氾濫注意情報発表 等 	・注意体制を確立した旨を各班に連絡	統括管理者
		・洪水予報等の情報収集	連絡通報班
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・大雨洪水警報発表 ・河川の氾濫警戒情報発表 等 	・警戒体制を確立した旨を各班に連絡	統括管理者
		・洪水予報等の情報収集	連絡通報班
		・利用者への発表情報等*の周知	
		<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止措置に使用する資器材の準備 ・避難誘導に使用する資器材の準備 	避難誘導班
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令 ・大雨特別警報発表 ・河川の氾濫危険情報発表 ・浸水の前兆を確認等 	・非常体制を確立した旨を各班に連絡	統括管理者
		・避難誘導指示	
		・浸水防止措置指示	
		<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報等の情報の収集及び周辺の浸水状況の把握 ・利用者への発令内容、避難実施等*の周知 	連絡通報班
		・避難誘導の実施	避難誘導班
		・浸水防止措置の実施	

※ 災害時要配慮者については、早期避難や利用者への移動時の協力の呼び掛けを行う。

(情報収集)

第7条 収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、インターネット ウェザーニュース
洪水予報、水位到達情報	江東区からのファックス、インターネット
避難勧告、避難指示(緊急)	インターネット

2 江東区から洪水予報及び水位到達情報の伝達を受ける方法は、次のとおりとする。

(1) 情報はファックスにより受信する。

設置場所
新宿線 馬喰横山駅

(2) ファックスを受信した場合は、次の連絡先に受令確認の電話連絡を行う。

連絡先
江東区危機管理室防災課

- 3 停電時に備えて、ランタン、懐中電灯、ハンドメガホン等を配備する。
- 4 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、地上の状況について、直接確認を行う。
また、地上部では防災スピーカーや広報車により避難勧告等が伝達されることがあるので、これらのことを踏まえて巡回を行うものとする。

(情報伝達)

第8条 各種情報、地上部の直接確認により浸水が予測されるときには、速やかに情報を伝達し、駅職員全員で共有する。

2 構内放送、掲示板を用いて、気象情報、洪水予報等、避難開始等の情報の周知を図る。

(浸水防止に関する活動)

第9条 防水扉の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 大雨特別警報が発表された場合

- ①速やかに統括管理者が指示する出口に防水扉を使用する。
- ②避難完了後、その他の出口について防水扉を使用する。

(2) 河川の氾濫発生情報が発表された場合

避難完了後、全ての出口について防水扉を使用する。

(3) その他浸水が予想される場合

統括管理者が指示する時期に指示する出口について防水扉を使用する。

(避難誘導)

第10条 避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難誘導の原則

避難誘導は安全、確実、迅速を旨とし、利用者の避難を最優先する。

特に、身体障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要配慮者には最大限の配慮をする。

(2) 避難開始時期

災害対策本部長又は統括管理者の指示により避難を開始する。

(3) 避難場所

利用者を安全な出入口から地上へ誘導する。

避難先の案内は、関係行政機関（区役所、警察署、消防署等）からの広報によるものとする。

(4) 避難経路

避難経路については、別紙1「都営新宿線住吉駅避難経路図」のとおりとする。ただし、防水扉を出口に使用する場合、その出口に繋がる階段は使用しないものとする。

(5) 避難誘導方法

①避難する際は、エレベータ及びエスカレータを停止する。

②構内放送及び掲示板を用いて、次の内容を利用者に周知する。

(ア) 駅構内及び地上の浸水に関する情報

(イ) 避難勧告等の発令に関する情報

(ウ) 避難を開始すること。

(エ) 誘導員の指示に従うこと。

(オ) エレベータ等は使用できないこと（階段を使用すること。）。

(カ) 避難と並行して止水板等の設置を行う出口は、避難経路として使用できないこと。

なお、放送文例は別紙2のとおり

③避難誘導に当たっては、避難経路に駅職員等を配置する。

④避難誘導員はハンドメガホンを活用して避難誘導を行う。

⑤災害時要配慮者については、周りの利用者の協力を得ながら避難誘導を行う。

⑥避難経路として使用しない階段の昇り口には進入禁止の措置を講じる。

⑦施設からの退出がおおむね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

⑧停電に備え、避難誘導員は懐中電灯を携帯する。

⑨避難勧告等の発令に際しては、利用者を地上の安全な避難場所に誘導後、駅職員等も避難する。

(避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備)

第 11 条 施設及び資器材の整備については、次のとおり行う。

(1) 情報収集・伝達、避難誘導及び浸水防止措置の際に使用する施設及び資器材については、次表「使用資器材等一覧」及び「止水設備一覧」に示すとおりである。

また、別紙 1 に止水板の格納場所を示す。

(2) これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

使用資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ファックス、インターネット、ウエザーニューズ
避難誘導	懐中電灯、ランタン、ハンドメガホン、ロープ
浸水防止措置	防水扉、水のう

止水設備一覧

種類	設置場所	方式	高さ	収納場所
防水扉	A 1	防水扉		A 1 出入口
防水扉	A 2	防水扉		A 2 出入口
防水扉	A 3	防水扉		A 3 出入口
防水扉	A 4	防水扉		A 4 出入口

(防災教育及び訓練)

第 12 条 駅職員等への防災教育及び訓練は、次のとおり行う。

(1) 防災教育及び訓練の計画

駅職員等に対し、日頃からの防災に対する心構えや、いざという時の対応方法、また、災害時要配慮者への配慮などを教育し、自主防災への積極的な取組を図っていく。

(2) 防災教育及び訓練の内容

駅職員等に対し、次の教育及び訓練を実施する。

①教育内容

- (ア) 避難確保・浸水防止計画の周知
- (イ) 水防に関する情報（気象情報、洪水予報等）の周知
- (ウ) その他、施設の防災管理上必要な事項

②訓練内容

- (ア) 浸水防止訓練
止水板等の浸水防止資器材の取扱いに関する訓練
- (イ) 避難誘導訓練
災害時要配慮者を含む駅利用者の避難誘導に関する訓練

(3) 防災教育及び訓練の実施時期

出水期（6月）を中心に、随時実施する。

別添 1 住吉駅自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 馬喰駅務管区長(以下「管区長」という。)は、水害時において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置き、馬喰駅務管区馬喰駅務区長をもって充てる。
- (1) 統括管理者は、管区長の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
- (2) 統括管理者は、水害時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
- 3 管区長は、住吉駅の駅長を自衛水防隊長とし、統括管理者が駅に不在の場合はその任務を代行させるものとする。
- 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、連絡通報班、避難誘導班、止水班その他必要な班から構成し、当駅に勤務する者を割り当てる事を基本とする。
- (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
- (3) 駅務室を自衛水防組織の活動拠点とし、駅務室勤務職員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 管区長は、駅職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間に勤務する駅職員のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管区長は、近隣在住の駅職員の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管区長は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や駅職員の非常参集計画を定めるものとする。

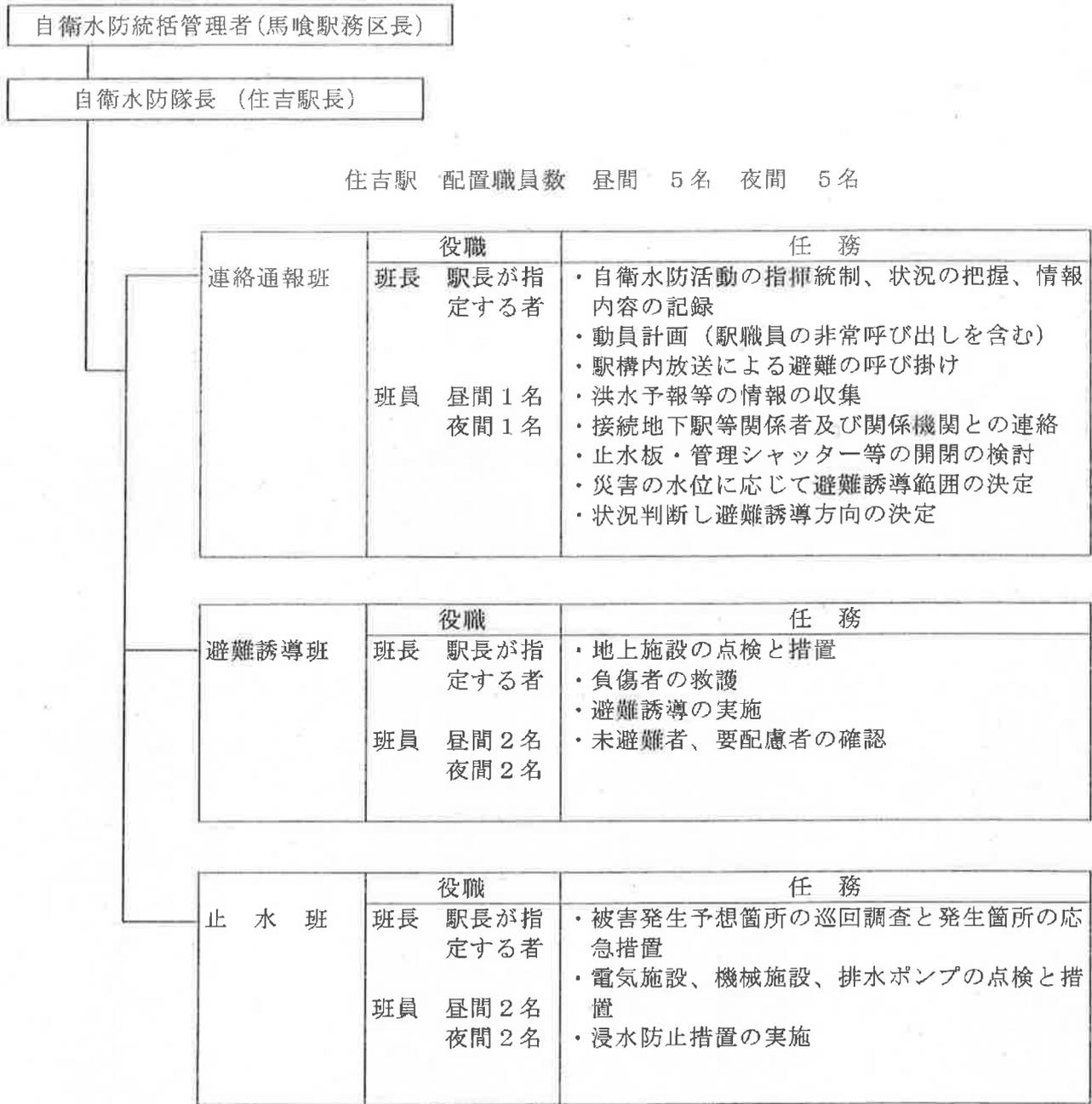
(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管区長は、自衛水防組織に必要な装備品を配備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
- (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が駅務室に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集、浸水防止及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

装備品
自衛水防組織装備品リスト 懐中電灯 ハンドメガホン 水防用資器材 水のう

別紙2 放送・誘導案内文例

1 駅構内に浸水が発生するおそれがある場合及び発生した場合

(1) 構内放送

お客様にお知らせいたします。現在、地上部は〇〇（例 台風）の影響により、道路が冠水しており、駅構内へ流入のおそれがあります。

駅係員の指示に従い階段をご利用のうえ、地上へ速やかに避難して下さい。

(2) お客様の誘導案内

現在、地上部は〇〇（例 台風）の影響により、道路が冠水しており、駅構内へ流入のおそれがあります。

駅係員の指示に従い階段をご利用のうえ、地上へ速やかに避難して下さい。

2 避難勧告等発令時

(1) 構内放送

お客様にお知らせいたします。〇〇川の河川水位の上昇に伴い、江東区より避難勧告（避難指示）が発令されました。

駅係員の指示に従い階段をご利用のうえ、地上へ速やかに避難して下さい。

(2) お客様の誘導案内

〇〇川の河川水位の上昇に伴い、江東区より避難勧告（避難指示）が発令されました。

駅係員の指示に従い階段をご利用のうえ、地上へ速やかに避難して下さい。